契約条項 P-5225(2)_210118

乙は、注文書で特定するサービス（「プリントカラープロファイル設計サービス」以下「本サービス」という）を以下のとおり提供します。

1. 乙は、次の業務を実施します。
   (1) 乙は、甲の設置先事業所において、「プリントカラープロファイル設計サービス事前確認シート」に記載した機械（以下「機械」という）の「fcm プロファイル」を１件作成します。
   (2) 乙は、MakeDisk プログラムにより、前号で作成した「fcm プロファイル」の「プリンタードライバーのインストーラー」を作成/提供します。
   (3) 甲は、別途甲が乙に交付する「プリントカラープロファイル設計サービス事前確認シート」に記載する「プロファイル設計における事前確認事項」に同意するものとします。
   (4)「本サービス」の成果物（以下「成果物」という）は、「fcm プロファイル」および「プリンタードライバーのインストーラー」とし、乙はこれを納品します。
2. 乙が「本サービス」の成果物を納入した場合、甲は、すみやかに内容を確認し受領証を乙に交付するものとします。
3. 「成果物」の納入により、「本サービス」は完了するものとします。
4. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、「本サービス」の対価を乙に支払うものとします。
5. 「成果物」に関する保証については、「成果物」に誤植，落丁，棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合に、「成果物」の納入から 3 ヵ月間、無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。
6. 「本サービス」の履行にあたり新規に開発された物，構造，方法もしくは手順等に関するアイデア，コンセプトであって、システムの設計，開発及び製作等に必要なエンジニアリング資料，図面，仕様書，指示書，手順書，報告書及びその他の技術資料に含まれる成果に関して「工業所有権等」を取得する権利は、甲が発明･考案を行った場合は甲に、乙が行った場合は乙に、甲乙共同で行った場合は甲乙共有(持分均等)に帰属します。
7. 「成果物」の著作権は、著作権法第 27 条(翻訳 ・ 翻案権)および第 28 条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）の権利を含み、「成果物」の納入の時点で、乙から甲に移転するものとします。ただし、「成果物」を構成する著作物のうち、「本サービス」に着手する以前から乙が著作権を保有していたものの著作権は、乙に留保されるものとします。
8. 甲が乙の責に帰すべからざる理由で「本サービス」を中止した場合、甲は、「本サービス」の出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での調査資料,「成果物」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡します。
9. 「本サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

以上